

第 83 回国民スポーツ大会
第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会
設立発起人会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
湯けむり国スポ・全スポ
ぐんま2029 83th JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability



日 時：令和 7 年 3 月 25 日（火） 午前 10 時 00 分

会 場：太田市役所 4 階庁議室

設立発起人会次第

1 開 会

2 発起人紹介

3 説明事項

- (1) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要について . . . 1
- (2) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市開催競技及び開催施設 . . . 5
- (3) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備経過 . . . 10
- (4) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の開催に向けたスケジュール . . . 13

4 発起人代表選出

5 協議事項

- (1) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会趣意書（案）について . . . 14
- (2) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会準備委員会会則（案）について . . . 15
- (3) 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会準備委員会委員名簿（案）について . . . 21

6 その他

7 閉 会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

太田市準備委員会設立発起人会

発起人名簿

(順不同、敬称略)

所属・役職	氏名
太田市長	し　みず　まさ　よし 清　水　聖　義
太田市議会議長	たか　だ　　やすし 高　田　　靖
太田市スポーツ協会会長	さ　とう　やす　ひさ 佐　藤　泰　久
太田商工会議所会頭	か　とう　まさ　み 加　藤　正　己
太田市新田商工会会長	おお　しま　かず　ゆき 大　島　和　之
太田市観光物産協会会長	おお　く　ぼ　かつ　み 大久保　克　美
太田市副市長	き　むら　まさ　かず 木　村　正　一
太田市教育委員会教育長	おん　だ　よし　ゆき 恩　田　由　之

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会の概要

1 沿革・歴史

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えようと、全国規模の体育大会の開催が提案され、昭和 21 年に戦災を逃れた京都を中心とした京阪神地区において、国民体育大会の第 1 回が開催された。

令和 11 年に開催予定の群馬県大会は、83 回目を迎え、群馬県での開催は、昭和 58 年（第 38 回 あかぎ国体）以来、2 回目の開催である。

《国民体育大会（国民スポーツ大会）開催順》

第 1 回大会 京都府等 昭和 21 年	第 2 回大会 石川県 昭和 22 年	第 3 回大会 福岡県 昭和 23 年	第 4 回大会 東京都 昭和 24 年	第 5 回大会 愛知県 昭和 25 年	第 6 回大会 広島県 昭和 26 年
第 7 回大会 福島県等 昭和 27 年	第 8 回大会 徳島県等 昭和 28 年	第 9 回大会 北海道 昭和 29 年	第 10 回大会 神奈川県 昭和 30 年	第 11 回大会 兵庫県 昭和 31 年	第 12 回大会 静岡県 昭和 32 年
第 13 回大会 富山県 昭和 33 年	第 14 回大会 東京都 昭和 34 年	第 15 回大会 熊本県 昭和 35 年	第 16 回大会 秋田県 昭和 36 年	第 17 回大会 岡山県 昭和 37 年	第 18 回大会 山口県 昭和 38 年
第 19 回大会 新潟県 昭和 39 年	第 20 回大会 岐阜県 昭和 40 年	第 21 回大会 大分県 昭和 41 年	第 22 回大会 埼玉県 昭和 42 年	第 23 回大会 福井県 昭和 43 年	第 24 回大会 長崎県 昭和 44 年
第 24 回大会 岩手県 昭和 45 年	第 26 回大会 和歌山県 昭和 46 年	第 27 回大会 鹿児島県 昭和 47 年	特別大会 沖縄県 昭和 48 年	第 28 回大会 千葉県 昭和 48 年	第 29 回大会 茨城県 昭和 49 年
第 30 回大会 三重県 昭和 50 年	第 31 回大会 佐賀県 昭和 51 年	第 32 回大会 青森県 昭和 52 年	第 33 回大会 長野県 昭和 53 年	第 34 回大会 宮崎県 昭和 54 年	第 35 回大会 栃木県 昭和 55 年
第 36 回大会 滋賀県 昭和 56 年	第 37 回大会 島根県 昭和 57 年	第 38 回大会 群馬県 昭和 58 年	第 39 回大会 奈良県 昭和 59 年	第 40 回大会 鳥取県 昭和 60 年	第 41 回大会 山梨県 昭和 61 年
第 42 回大会 沖縄県 昭和 62 年	第 43 回大会 京都府 昭和 63 年	第 44 回大会 北海道 平成元年	第 45 回大会 福岡県 平成 2 年	第 46 回大会 石川県 平成 3 年	第 47 回大会 山形県 平成 4 年
第 48 回大会 徳島県等 平成 5 年	第 49 回大会 愛知県 平成 6 年	第 50 回大会 福島県 平成 7 年	第 51 回大会 広島県 平成 8 年	第 52 回大会 大阪府 平成 9 年	第 53 回大会 神奈川県 平成 10 年
第 54 回大会 熊本県 平成 11 年	第 55 回大会 富山県 平成 12 年	第 56 回大会 宮城県 平成 13 年	第 57 回大会 高知県 平成 14 年	第 58 回大会 静岡県 平成 15 年	第 59 回大会 埼玉県 平成 16 年
第 60 回大会 岡山県 平成 17 年	第 61 大会 兵庫県 平成 18 年	第 62 回大会 秋田県 平成 19 年	第 63 回大会 大分県 平成 20 年	第 64 回大会 新潟県 平成 21 年	第 65 回大会 千葉県 平成 22 年
第 66 回大会 山口県 平成 23 年	第 67 回大会 岐阜県 平成 24 年	第 68 回大会 東京都 平成 25 年	第 69 回大会 長崎県 平成 26 年	第 70 回大会 和歌山県 平成 27 年	第 71 回大会 岩手県 平成 28 年
第 72 回大会 愛媛県 平成 29 年	第 73 回大会 福井県 平成 30 年	第 74 回大会 茨城県 令和元年	第 75 回大会 鹿児島県 令和 2 年	第 76 回大会 三重県 令和 3 年	第 77 回大会 栃木県 令和 4 年
特別大会 鹿児島県 令和 5 年	第 78 回大会 佐賀県 令和 6 年	第 79 回大会 滋賀県 令和 7 年	第 80 回大会 青森県 令和 8 年	第 81 回大会 宮崎県 令和 9 年	第 82 回大会 長野県 令和 10 年
第 83 回大会 群馬県 令和 11 年	第 84 回大会 島根県 令和 12 年	第 85 回大会 奈良県 令和 13 年	第 86 回大会 山梨県 令和 14 年	第 87 回大会 沖縄県 令和 15 年	第 88 回大会 鳥取県 令和 16 年

2 目的

(1) 国民スポーツ大会

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとすることを目的とする。

(2) 全国障害者スポーツ大会

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 開催年、大会名称、愛称等

(1) 開催年 令和 11 年 (2029 年)

(2) 大会名称 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

(3) 愛 称 湯けむり国スポ・全スポぐんま

(4) スローガン 未定

(5) マスコット ぐんまちゃん

4 主催

(1) 国民スポーツ大会

主催 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県、
日本スポーツ協会加盟競技団体、開催地市町村等

(2) 全国障害者スポーツ大会

主催 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、
開催地都道府県・指定都市、開催地市町村等

5 大会の開催時期等

(1) 国民スポーツ大会

①開催時期 9 月中旬～10 月中旬

②開催期間 11 日間以内

※開催 3 年前 (令和 8 年度) までに公益財団法人日本スポーツ協会が開催県と協議して決定する。

(2) 全国障害者スポーツ大会

①開催時期 国民スポーツ大会直後を原則とする

②開催期間 3 日間

6 第 83 回国民スポーツ大会における実施予定競技

(1) 正式競技：37 競技（毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技）

陸上競技	水泳	サッカー	テニス
ローイング	ホッケー	ボクシング	バレーボール
体操	バスケットボール	レスリング	セーリング
ウェイトリフティング	ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲	フェンシング
柔道	ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール	スポーツクライミング
カヌー	アーチェリー	空手道	銃剣道
クレー射撃	ボウリング	ゴルフ	トライアスロン
馬術			

※第 82 回大会（令和 10 年）～ 第 85 回大会（令和 13 年）では、「なぎなた」と「馬術」が隔年で開催される。

(2) 特別競技：1 競技

高等学校野球（硬式及び軟式）	
----------------	--

(3) 公開競技：8 競技

綱引	ゲートボール	武術太極拳
パワーリフティング	バウンドテニス	エアロビック
スポーツチャンバラ	ダンススポーツ	

(4) デモンストレーションスポーツ：33 競技

地方スポーツの推進、国民の健康増進・体力の向上等をはじめ、国民のスポーツの推進を図るため、県内に居住している者を対象として実施することができる。

ユニカール	フォークダンス
なぎなた	ラージボール卓球
TOP OF ROC	ビリヤード
スマートフェンシング	たてばやしウォーク 2029
ウォーキングフットボール	小学生ハンドボール
スマイルボウリング	ジョイフル・スローピッチソフトボール
みかぼ登山大会	魅力いっぱい下仁田ウォーク
スポーツ吹き矢	フットゴルフ
婦恋村キャベツゲートボール大会	高山村軽スポーツラリー
ふれあいグラウンドゴルフ	9 人制バレーボール
7 人制サッカー	ヘルスバレーボール
ドッジボール	スポーツ鬼ごっこ
群馬県ガールズ U-12 サッカー大会	ボッチャ
にこにこグラウンドゴルフ	スカイランニング
片品村ウォークラリー大会	3×3
大泉歴史ウォーキング	少林寺拳法
ノルディックウォーク	

(5) 第 28 回全国障害者スポーツ大会における実施予定競技

陸上競技	水泳	アーチェリー	卓球
フライングディスク	ボッチャ	ボウリング	バスケットボール
車いすバスケットボール	ソフトボール	グラウンドソフトボール	フットソフトボール
バレーボール	サッカー		

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市開催競技及び開催施設

1 国民スポーツ大会

(1) 正式競技：4 競技

競技・種目名	種別	開催予定施設
バスケットボール	少年男子 少年女子	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館) 太田市運動公園市民体育館
軟式野球	成年男子	太田市運動公園野球場
ラグビーフットボール (15 人制)	少年男子	太田市運動公園陸上競技場
ボウリング	少年男子 少年女子	ドリームスタジアム太田

(2) 公開競技：2 競技

競技・種目名	種別	開催予定施設
ゲートボール	全種別	太田市運動公園
エアロビック	全種別	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

(3) デモンストラレーションスポーツ：1 競技

競技・種目名	主管団体名	開催予定施設
少林寺拳法	群馬県少林寺拳法連盟	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

2 全国障害者スポーツ大会

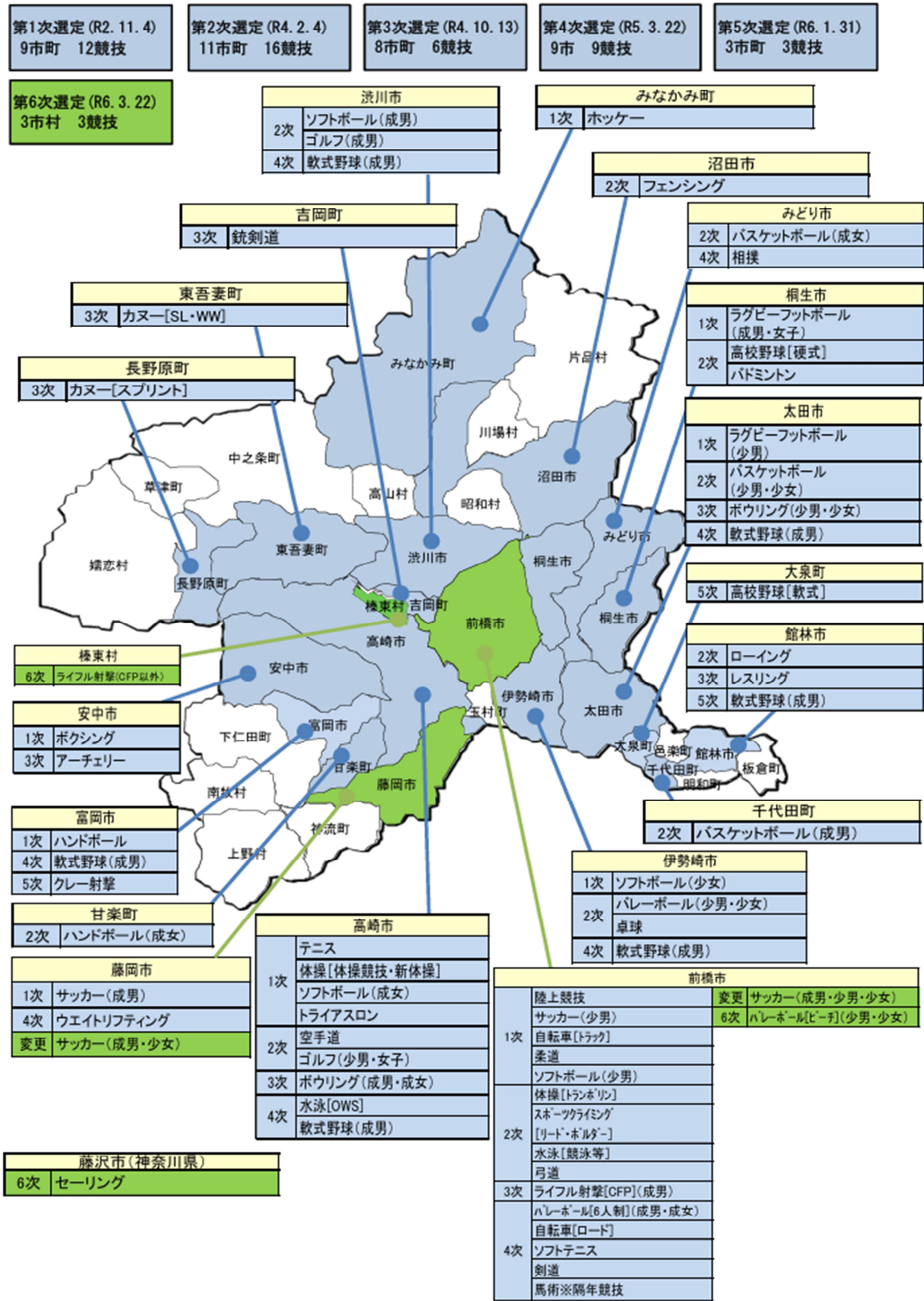
(1) 個人競技：1 競技

競技・種目名	障害区分	開催予定施設
フライングディスク	身体 知的	太田市運動公園陸上競技場

(2) 団体競技：1 競技

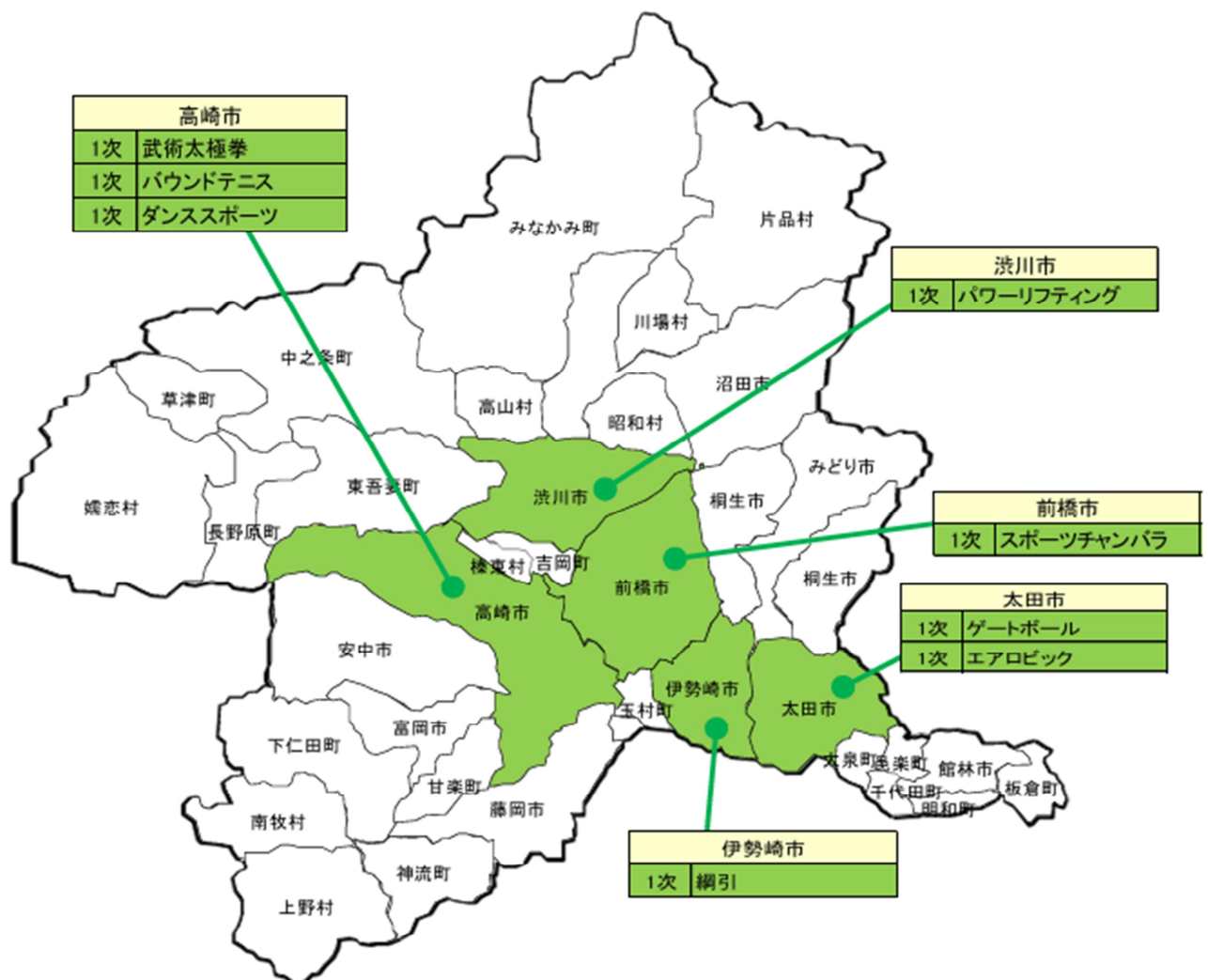
競技・種目名	障害区分	開催予定施設
バスケットボール	知的	OPEN HOUSE ARENA OTA (太田市総合体育館)

第 83 回国民スポーツ大会 正式競技 会場地市町村配置図

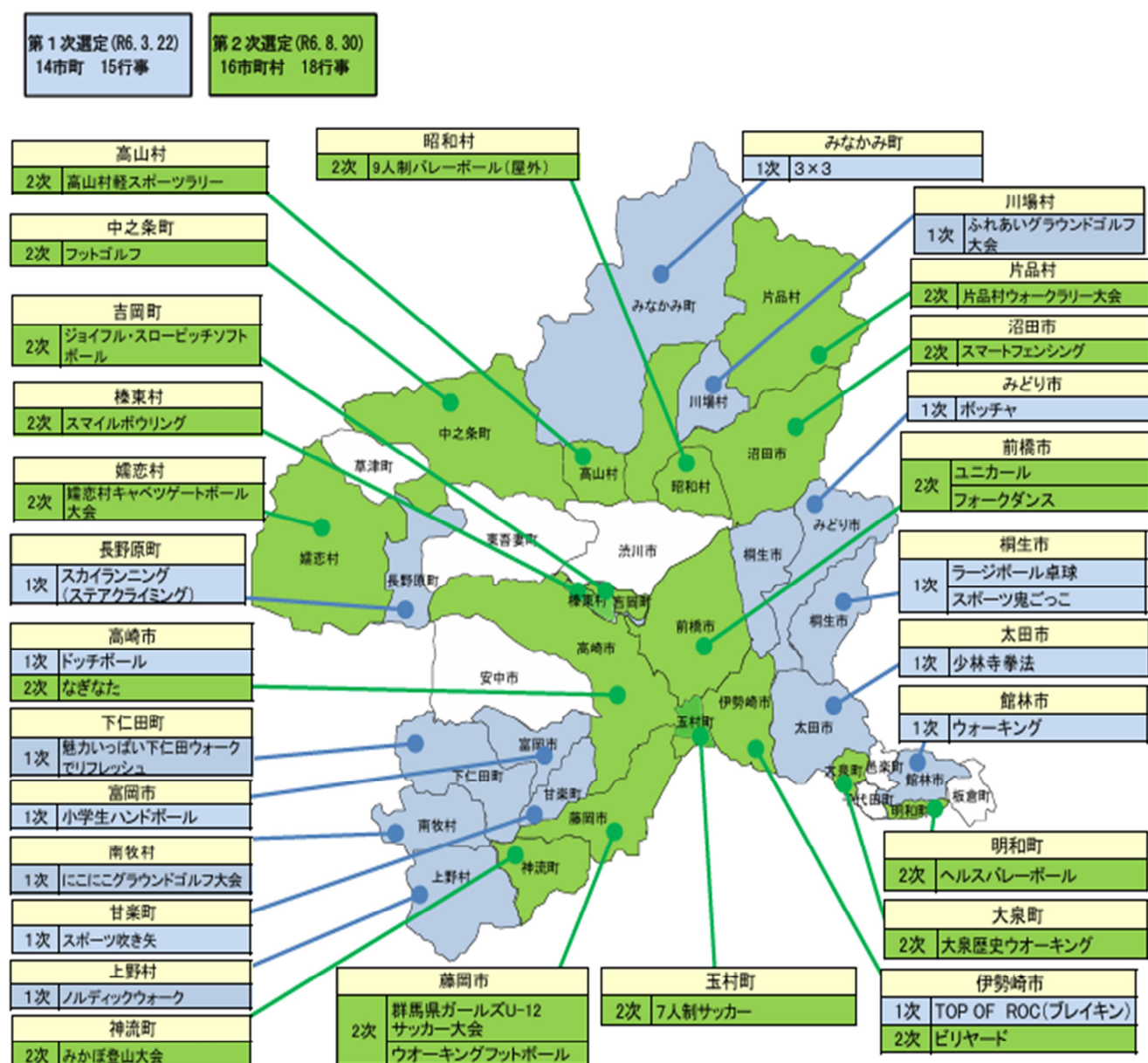


第 83 回国民スポーツ大会 公開競技 会場地市町村配置図

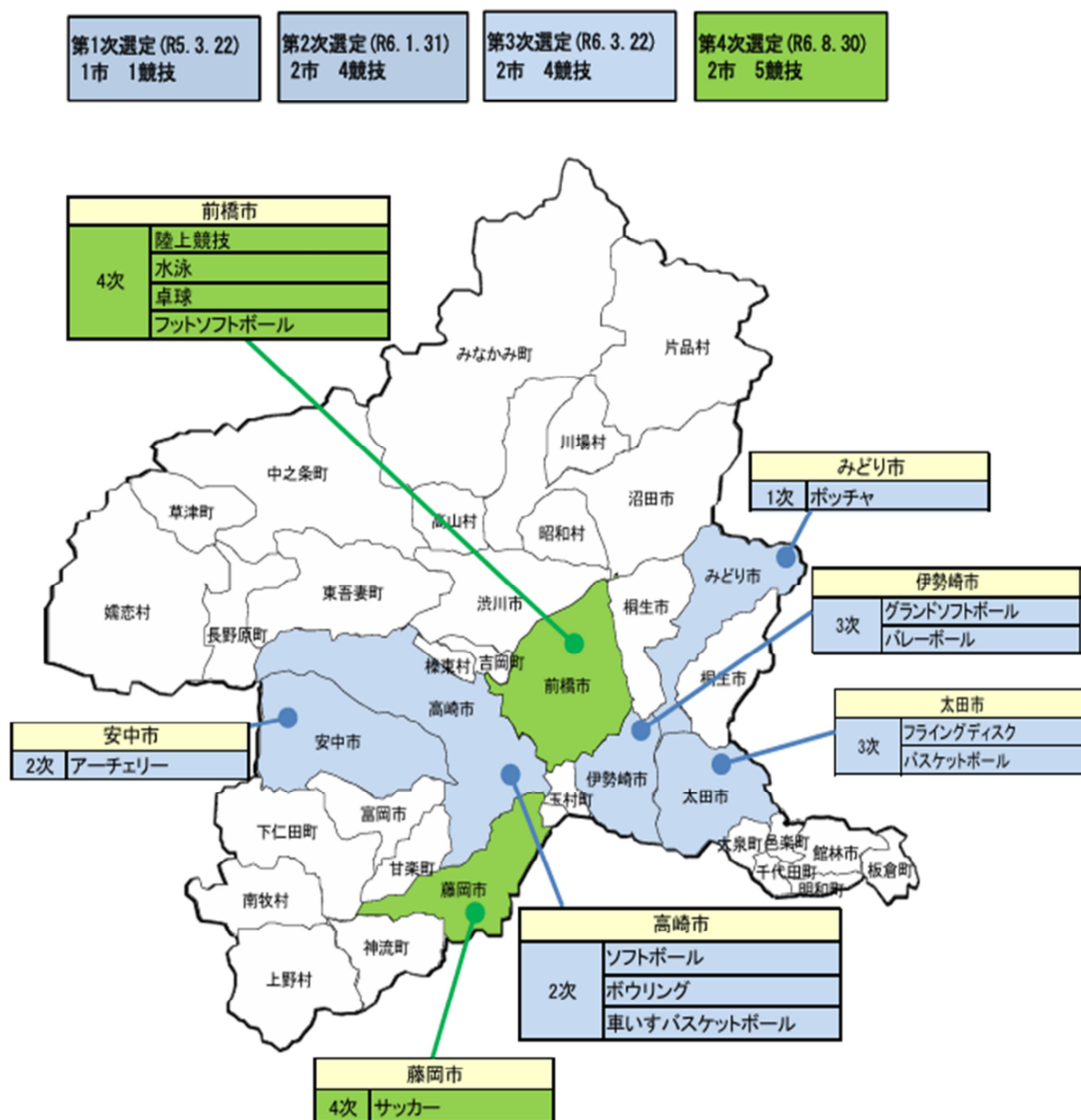
第1次選定
5市、8競技



第 83 回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 会場地市町村配置図



第 28 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村配置図



**第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
開催に向けた準備経過**

年度	月・日	内容
平成28年 (2016年)	06. 29	(公財)群馬県スポーツ協会が第83回(令和11年)国民体育大会招致要望書を知事、県議会議長及び県教育長に提出
	08～	県が全市町村を訪問し、本県における2巡目国体の開催について説明、協力を依頼
	01. 23	市長会、町村会をはじめ、県内外の多様な分野の方々による「群馬県国体検討懇話会」が本県で国体を開催する意義や方向性等をまとめた報告書を知事に提出
	02. 20	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、知事が第83回国民体育大会及び第28回全国障害者スポーツ大会を本県で開催する意向を表明
	03. 09	群馬県議会の平成29年第1回定例会において、「第83回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	03. 21	平成29年3月教育委員会会議定例会において、県教育委員会が第83回(令和11年)国民体育大会の招致を決定
平成29年 (2017年)	05. 24	知事、県教育長、(公財)県スポーツ協会会長が、文部科学省(スポーツ庁)及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	07. 18	(公財)日本体育協会が群馬県を第83回国民体育大会の開催申請書提出県として了解(内々定)
	03. 20	群馬県準備委員会「設立総会、第1回総会、第1回常任委員会」開催
平成30年 (2018年)	08. 07	群馬県準備委員会 「第1回総務企画専門委員会、第1回施設整備専門委員会」開催
	08. 09	平成30年度市町村連絡会議 及び 平成30年度競技団体連絡会議を開催
	08～10	市町村競技会開催意向調査 及び 競技団体競技会意向調査を実施
	10～12	第83回国民体育大会会場地市町村選定に係るヒアリングを実施
	03. 19	群馬県準備委員会「第2回施設整備専門委員会」開催
	03. 25	群馬県準備委員会「第2回総務企画専門委員会」開催
令和元年 (2019年)	03. 04	群馬県準備委員会 「第3回総務企画専門委員会、第3回施設整備専門委員会」開催
	03. 19	群馬県準備委員会「第2回総会」開催(書面表決)
令和2年 (2020年)	04. 01	準備委員会の名称を「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備室」に改称
	10. 08	鹿児島国体の開催延期により、群馬県での開催時期の変更 (令和10年から令和11年)
	10. 21	群馬県準備委員会「第4回総務企画専門委員会」開催
	11. 04	群馬県準備委員会「第2回常任委員会」開催
	11. 04	「正式競技」会場地市町村【第1次選定】・・・1競技 ・ラグビーフットボール(少年男子)
	11. 11	令和2年度市町村連絡会議 及び 令和2年度競技団体連絡会議を開催
	12. 22	群馬県準備委員会「第3回総会」開催(書面表決)
令和3年 (2021年)	01. 18	群馬県準備委員会 「第5回総務企画専門委員会、第1回広報・県民運動専門委員会」開催
	02. 04	群馬県準備委員会「第3回常任委員会」開催(書面表決)
	02. 04	「正式競技」会場地市町村【第2次選定】・・・1競技 ・バスケットボール(少年男子、少年女子)
	02. 09	令和3年度市町村連絡会議 及び 令和3年度競技団体連絡会議を開催
	03. 09	群馬県準備委員会「第4回総会」開催(書面表決)

令和4年 (2022年)	06. 21	スポーツ庁へ要望書を提出
	08. 03	群馬県準備委員会「第5回総会」開催（書面表決）
	08. 31	群馬県準備委員会 「第6回総務企画専門委員会、第4回施設・競技専門委員会」開催 （書面表決）
	10. 13	群馬県準備委員会「第4回常任委員会」開催（書面表決）
	10. 13	「正式競技」会場地市町村【第3次選定】・・・1競技 ・ボウリング（少年男子、少年女子）
	10. 14	令和4年度市町村連絡会議 及び 令和4年度競技団体連絡会議を開催
	10. 25	群馬県準備委員会 「第2回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	11. 01～ 12. 04	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の愛称募集
	12. 21	「市町村・競技団体説明会」開催
	01. 23	群馬県準備委員会 「第3回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	03. 06	群馬県準備委員会「第5回施設・競技専門委員会」開催
	03. 06	群馬県準備委員会「第7回総務企画専門委員会」開催
	03. 06	群馬県準備委員会「第4回広報・県民運動専門委員会」開催
	03. 22	群馬県準備委員会「第5回常任委員会」開催
	03. 22	「正式競技」会場地市町村【第4次選定】・・・1競技 ・軟式野球（成年男子）
	03. 22	大会の愛称「湯けむり国スポ・全スポぐんま」発表
	03. 23	令和4年度市町村連絡会議 及び 令和4年度競技団体連絡会議を開催
令和5年 (2023年)	07. 12	中央競技団体による正規視察 ラグビーフットボール・・・太田市運動公園陸上競技場
	07. 19	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決）
	08. 30	「令和5年度（第6回）市町村連絡会議」開催
	09. 05	中央競技団体による正規視察 ボウリング・・・ドリームスタジアム太田
	09. 29	群馬県準備委員会「第6回施設・競技専門委員会」開催（書面表決）
	12. 20	中央競技団体による正規視察 軟式野球・・・太田市運動公園野球場
	01. 12	群馬県準備委員会「第5回広報・県民運動専門委員会」開催（書面表決）
	01. 19	群馬県準備委員会「第8回総務企画専門委員会」開催（書面表決）
	01. 30	中央競技団体による正規視察 バスケットボール・・・太田市総合体育館（オープンハウスアリーナ太田） 太田市運動公園市民体育館
	01. 31	群馬県準備委員会「第6回常任委員会」開催（書面表決）
	01. 31	「公開競技」会場地市町村【第1次選定】・・・2競技 ・ゲートボール（全種別） ・エアロビック（全種別）
	02. 14	群馬県準備委員会「第1回宿泊専門委員会」開催
	02. 15	群馬県準備委員会「第1回輸送・交通専門委員会」開催
	03. 07	群馬県準備委員会「第9回総務企画専門委員会」開催
	03. 07	群馬県準備委員会「第6回広報・県民運動専門委員会」開催
	03. 07	群馬県準備委員会「第7回施設・競技専門委員会」開催
	03. 11	令和5年度市町村連絡会議 及び 令和5年度競技団体連絡会議を開催
	03. 22	群馬県準備委員会「第7回常任委員会」開催
	03. 22	全スポ 会場地市町村【第3次選定】・・・2競技 ・フライングディスク（身体知的） ・バスケットボール（知的）
	03. 22	「デモスポ」会場地市町村【第1次選定】・・・1競技 ・少林寺拳法

令和6年 (2024年)	04. 01	令和6年4月の太田市組織改正に伴い、文化スポーツ部スポーツ振興課内に「国民スポーツ大会準備係」を新設
	07. 17	(公財) 日本スポーツ協会第3回理事会において、「第83回国民スポーツ大会」の群馬県開催が内定（国民スポーツ大会内定に伴い、第28回全国障害者スポーツ大会の群馬開催が併せて内定）
	08. 02	群馬県準備委員会「第6回総会」開催（書面表決）
	08. 21	群馬県準備委員会「第8回施設・競技専門委員会」開催
	08. 22	群馬県準備委員会「第7回広報・県民運動専門委員会」開催
	08. 22	群馬県準備委員会「第10回総務企画専門委員会」開催
	08. 30	群馬県準備委員会「第8回常任委員会」開催
	09. 09	第8回競技団体連絡会議（事務連絡）開催
	10. 09～ 10. 11	先催県「SAGA2024第78回国民スポーツ大会」視察 佐賀県 ・9日（水）ラグビーフットボール 会場：佐賀市「SAGAサンライズスポーツパークボールフィールド」 ・10日（木）ボウリング 会場：佐賀市「ボールアーガス」 ・11日（金）バスケットボール、軟式野球 会場：唐津市「唐津市鎮西スポーツセンター、SHOWAハンバーガースタジアム他」
	02. 10	群馬県準備委員会「第9回施設・競技専門委員会」開催
	03. 03	群馬県準備委員会「第9回常任委員会」開催

※ の部分は本市関係分

※ 「第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会群馬県準備委員会」を「群馬県準備委員会」と標記。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	太田市準備組織	市
令和6年 (2024年) 【5年前】 佐賀県	中央競技団体正規視察 開催内定	準備委員会設立準備 準備委員会設立発起人会	国民スポーツ大会準備係設置
令和7年 (2025年) 【4年前】 滋賀県		準備委員会設立総会 ○常任委員会 ○各専門委員会 (総務企画) (競技式典) (宿泊衛生) (輸送交通) ※準備の進捗に合わせて、 各専門委員会を順次設置	国民スポーツ大会 組織拡充
令和8年 (2026年) 【3年前】 青森県	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・ 文部科学省) 開催決定及び会期決定	実行委員会設立総会 (準備委員会を改組) 各専門委員会開催 (総務企画) (競技式典) (宿泊衛生) (輸送交通)	
令和9年 (2027年) 【2年前】 宮崎県		○実行委員会 ○常任委員会 ○各専門委員会 (総務企画) (競技式典) (宿泊衛生) (輸送交通)	
令和10年 (2028年) 【1年前】 長野県	リハーサル大会開催		
令和11年 (2029年) 【開催年】 群馬県	第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会	実行委員会 解散	太田市大会 開催

第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会 太田市準備委員会設立趣意書（案）

国民スポーツ大会は、昭和 2 1 年に開催されて以来、国内最大のスポーツの祭典として、広く国民の間にスポーツを普及し国民の健康増進と体力の向上を図るとともに、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するなど、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されてきました。

近年、人口減少社会の到来や少子高齢化の進行など社会情勢が急激に変化するなかで、市民のスポーツに対するニーズは、競技スポーツから生涯スポーツに至るまで多様化していることから、市民の誰もが気軽に一生涯スポーツに親しめるような環境づくりが求められています。

このような中、令和 1 1 年に 4 6 年ぶりに、群馬県で国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催が内定し、本市で競技が実施されることは、市民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツの振興に寄与するとともに、元気で活力のある地域づくりに大きく貢献することが期待できます。

また、各都道府県の選手団や大会関係者をはじめ、来場される全ての方々に、本市の将来都市像に掲げる「みんなの笑顔がすぐそばにあるまち おおた」を発信する絶好の機会と捉えており、観光や経済活動への波及効果も期待できるなど、大変意義深いものであると考えます。

このような意義ある大会を成功に導くために、市民、関係機関、関係団体並びに行政機関などが一体となり、開催準備を進める必要があることから「第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会」を設立するものであります。

令和 7 年 月 日

第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会設立発起人

太田市長	清 水 聖 義
太田市議会議長	高 田 靖
太田市スポーツ協会会長	佐 藤 泰 久
太田商工会議所会頭	加 藤 正 己
太田市新田商工会会長	大 島 和 之
太田市観光物産協会会長	大久保 克 美
太田市副市長	木 村 正 一
太田市教育委員会教育長	恩 田 由 之

第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、第 8 3 回国民スポーツ大会・第 2 8 回全国障害者スポーツ大会太田市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 準備委員会は、第 8 3 回国民スポーツ大会及び第 2 8 回全国障害者スポーツ大会において、太田市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 太田市を代表する者
- (2) 太田市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 1 0 名以内
- (3) 常任委員 3 0 名以内
- (4) 監事 3 名以内

（役員を選任）

第 6 条 会長は、太田市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の職務）

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人

に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（書面決議）

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

2 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

3 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

4 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

5 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全て委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

- 6 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。
- 7 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。
- 8 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

- 第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。
- 2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、太田市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

- 第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

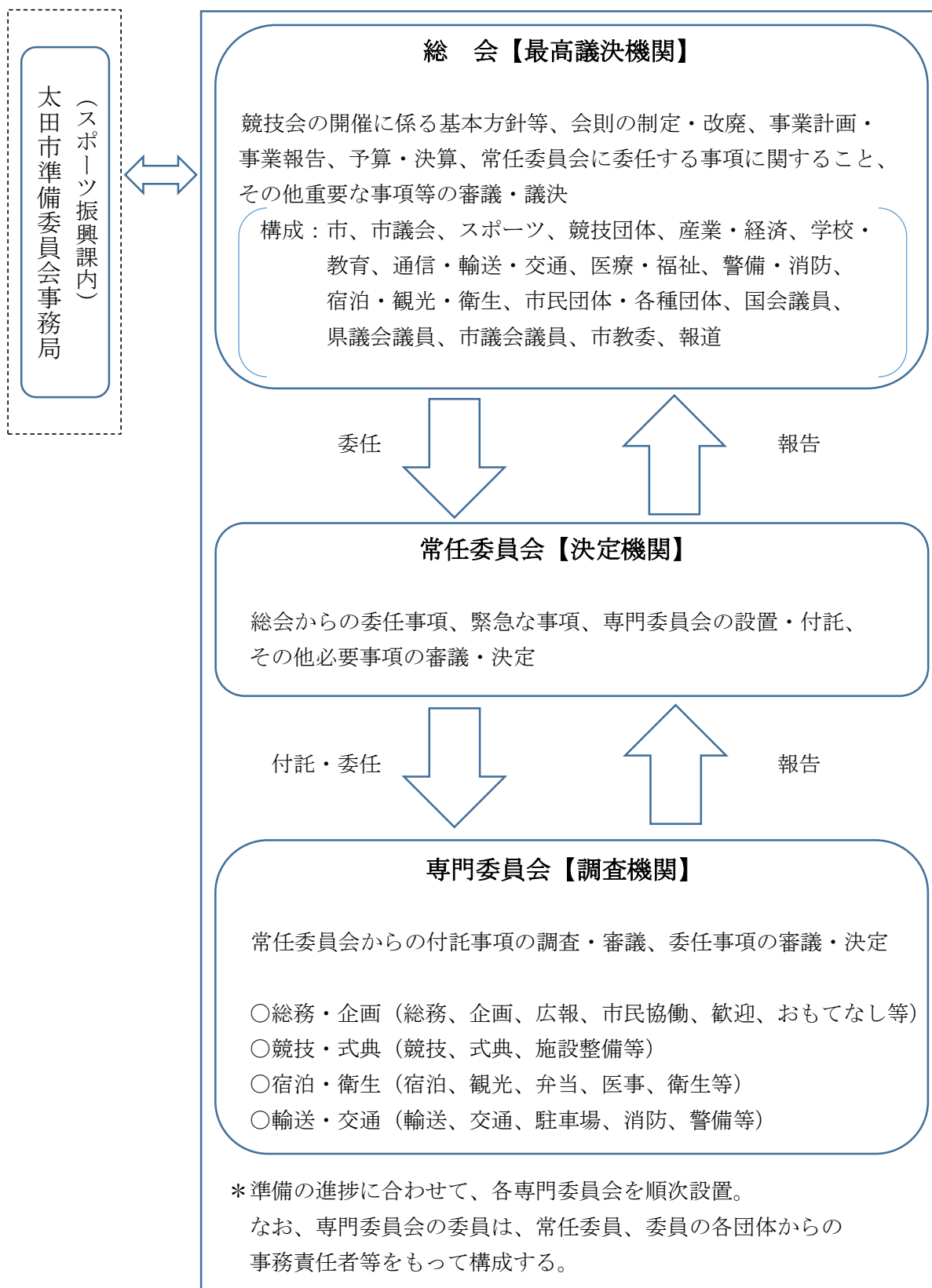
附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和7年 月 日から施行する。
- (経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
太田市準備委員会組織図（案）



※ 令和 8 年（開催 3 年前）に第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会太田市実行委員会に改組予定。